

丸森町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、丸森町広告掲載取扱要綱（平成18年丸森町告示第57号。次条において「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、広告の掲載基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

(基本的な考え方)

第3条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高いものでなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者等)

第4条 次に掲げる業種又は事業者等の広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行う団体その他これらに類する事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (3) 武器等の製造及び販売に係る業種
- (4) とばくその他これに類するもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の規定により規制を受ける貸金業
- (6) 利殖を目的とした投資・投機があっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) たばこに関する業種
- (8) 占い又は運勢判断に関する業種
- (9) 法律の定めがない医業類似行為を行う業種
- (10) 債権の取立て、示談引受け等に関する業種
- (11) 探偵業その他これに類する業種
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更正手続中の事業者
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は特殊な結社団体その他の事業者
- (14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業を行う事業者
- (15) 各種法令に違反している事業者
- (16) 悪質な行為等により、行政機関から指名停止措置又は行政指導等を受け、当該措置期間の経過若しくは指名停止の解除又は改善がなされていない事業者
- (17) 町税の滞納がある事業者

- (18) 前各号に掲げるもののほか、この基準による規制の対象となっていない業種又は事業者であって、現に社会問題を起こしているもの
(掲載内容の基準)

第5条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法律等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
- (2) 法律等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (3) 粗悪品等広告を掲載することが適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- (4) 著作権等を侵害するおそれのあるもの
- (5) 政治活動若しくは布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用を受ける選挙に関係するもの
- (7) 個人若しくは団体の名刺広告又は意見広告
- (8) 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主張等
- (9) 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
- (10) 第三者の氏名や写真等を無断で使用するもの若しくはプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるもの
- (12) 水着姿、裸体等の写真及びイラストなど性に関する表現をしているもの
- (13) 残酷な描写等暴力又は犯罪を肯定し、若しくは助長するような表現をしているもの
- (14) 社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (15) 誇大な表現、根拠のない表示や実績又は誤認を招くような表現をしているもの
- (16) 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
- (17) 広告の内容が明確でないもの
- (18) 未成年の喫煙、飲酒等を誘発し、又は助長するような表現をしているもの
- (19) 非科学的若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせるもの又は不安を与えるおそれのあるもの
- (20) 国、地方公共団体その他公共機関が広告主の商品又はサービス等を推奨していると明らかに誤認させるもの
- (21) 町の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (22) その他町長が適切でないと認めたもの

2 町その他公共機関等の許認可が必要な業種等の広告については、当該許認可に係る免許番号等を表示させるものとする。

(ホームページに関する基準)

第6条 町のホームページに広告を掲載する場合においては、当該広告がリンクす

るウェブサイトについても、この基準を適用する。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成23年3月15日から施行する。
(広報まるもり広告掲載基準の廃止)
- 2 広報まるもり広告掲載基準(平成18年10月25日制定)は、廃止する。